

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年1月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)
・法人運営について、評議員の選任手続を行っていない等の不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>定款細則について、法令等に則して改正されていない規定があった。</p> <p>については、法令及び定款に則った法人運営となるよう、定款細則を改正すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘しており、必ず改善すること。</p>	<p>定款細則における理事会の招集と評議員会の招集及び議事録に係る規定の改正を行う。</p>
2	<p>評議員について、法令等に定められた方法により評議員の選任を行うことなく、誤った任期中で委嘱し、就任承諾書を徴していた。</p> <p>については、評議員について、法令等に定められた適正な手続により選任するとともに、正しい任期中で委嘱し、就任承諾書を徴すること。</p> <p>(法第38条及び第39条、定款第7条)</p>	<p>評議員選任・解任委員会を開催し評議員の選任を行う。</p>
3	<p>評議員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>役員候補者確認書で確認を行った。</p>
4	<p>定時評議員会について、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保する必要があるが、確保されていなかった。</p> <p>については、定時評議員会の開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保すること。</p> <p>(法第45条の32)</p>	<p>定時評議員会開催日の日程は、理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保する。</p>

5	<p>会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、定款第21条第4項の規定に基づき、会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第21条第4項)</p>	<p>令和3年3月の理事会で、会長は、自己の職務執行状況を理事会に報告した。今後も3箇月に1回以上報告する。</p>
6	<p>預金(貯金)出納帳、退職給付引当金台帳、事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間繰入金管理台帳が整備されているにもかかわらず、補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第13条)</p>	<p>令和3年6月開催の理事会において、経理規程の一部改正を行い補助簿と総勘定元帳の記録が一致するよう作成する。</p>